

北陸大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、北陸大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と協力を基礎として、北陸大学（以下「母校」という。）の発展に寄与貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 卒業生の親睦及び母校の教育振興並びに発展に必要な事業
- (2) 会誌及び会報、その他必要と認められる出版物の刊行
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、北陸大学（石川県金沢市）内におく。

(会員の資格)

第5条 本会は、次の各号に定める会員をもって組織する。

- (1) 正会員 母校の卒業生
- (2) 特別会員 母校の現教職員

(会員の義務と権利)

第6条 正会員は、本会の主催する事業に参加することができる。

2 正会員は、氏名、住所、職業等、身上に異動を生じたときは遅滞なく本会事務局に報告しなければならない。

3 正会員は、本会の会則を遵守しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 本会の会員は、死亡により資格を喪失する。

(役員)

第8条 本会に、次の各号に定める役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 14名（会長、副会長を含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、次の方法により選任する。

- (1) 会長は、幹事の中から、別に定める規程により選任する。
- (2) 副会長は、幹事の中から会長が指名し、幹事会で選任する。
- (3) 幹事は、正会員の中から幹事会で選任する。

(4) 監事は、幹事以外の正会員及び特別会員の中から、会長が幹事会及び本人の同意を得て選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。また、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を分担のうえ、これを遂行する。
- (3) 幹事は、会務を審議し、処理する。
- (4) 監事は、会計及び会務執行の状況を監査のうえ、幹事会に出席し、意見を述べるものとする。ただし、議決には加わらない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、選任された日より起算して2ケ年とする。

- 2 役員の再任は妨げない。ただし、会長の任期は3期6年までとする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 会長が欠員となった場合は、幹事会にて副会長から後任の会長を選任する。後任の会長の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 後任の会長が選任されるまでの期間においては、会長があらかじめ指名した順位によって副会長がその職務を代行する。
- 6 役員に欠員が生じた場合は、原則として、同じ出身学部から後任を推薦し幹事会の承認を得るものとする。但し、当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の退任)

第12条 役員が一身上の都合により役員を退任する場合は、役職名及び氏名を記し会長宛に文書をもって願い出るものとする。

- 2 会長は、役員の退任願を受理後、速やかに後任役員の選任に努めなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、幹事会の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は会則規定に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(顧問、相談役)

第14条 本会に顧問及び相談役をおく。顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

- 2 顧問は、母校の学長を推戴する。
- 3 相談役は、本会の会長経験者から、本人の同意を得て会長が定める。

(会議)

第15条 本会の会議は、幹事会とする。

(総会)

第 16 条 総会は、正会員を対象として、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は、本会の最高議決機関とする。

2 幹事会は、第 8 条に規定する役員により構成し、毎年 1 回開催し、次の事項を報告及び審議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 会務及び決算報告
- (3) 年度事業計画及び予算
- (4) 諸規程の制定及び改廃
- (5) 支部の設立及び改廃
- (6) その他、会の運営に必要な重要事項

3 幹事会は、会長の招集又は幹事の 3 分の 1 以上の要求によりこれを開く。

4 幹事会は、幹事総数の 3 分の 2 以上の出席を要し、その議決は出席者の過半数以上を得なければならない。可否同数のときは、議長の決定するところによる。なお、委任状は出席したものとみなす。

5 幹事会は、会計報告及び予算を会報をもって会員に報告するものとする。

(委員会等)

第 18 条 第 3 条に定める事業を円滑に遂行するため、幹事会の議決により、常設又は臨時の委員会等を置くことができる。

(経費)

第 19 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってまかなう。

(入会金及び会費)

第 20 条 正会員は、入会金として、大学入学時に 20,000 円を納入するものとする。

2 正会員に対し、別に定めるところにより、会費の納入を求めることがある。

3 既納の入会金及び会費は、返還しない。ただし、退学等により正会員の資格を得なかった者に対しては、返還するものとする。

(支部)

第 21 条 本会に、必要に応じて、支部を置くことができる。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改廃)

第 23 条 本会則の改廃は幹事会で決定する。

附則

1. 本会則は、2023 (令和 5) 年 1 月 8 日より施行する。

2. 第 8 条に定める役員を選任について、2022 年度は、第 9 条の定めによらず、薬学部、

外国語学部、法学部、未来創造学部においては各学部選出の現幹事に、経済経営学部、国際コミュニケーション学部、医療保健学部卒業生から新たに各2名を加えた合計14名を幹事とし、幹事会において、会長、副会長、監事を選任するものとする。

3. 第11条第2項に定める会長の重任制限については、2022年度から起算するものとする。